

令和4年第2回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和4年2月22日(火) 午前10時

2 開催場所 雫石町総合福祉センター大会議室

3 出席した委員

農業委員

1 番 岡 森 喜与一
2 番 山 本 長 栄
3 番 松ノ木 睦 男
4 番 新 田 善 男
5 番 舛 澤 誠 一
7 番 堂 屋 剛
8 番 木 村 正 美
10 番 八丁野 よし子
11 番 坂 下 千枝子

農地利用最適化推進委員

雫 石 田 村 國 彦
雫 石 藤 村 博 志
雫 石 福 崎 公 博
雫 石 徳 田 雅 博
御 所 吉 田 光 彦
御 所 米 澤 晃
御 所 川 口 英 敏
御 所 細 川 健 一
西 山 高 橋 浩 之
西 山 柿 木 一 明
西 山 山 田 裕 明
西 山 松 本 光 正
御明神 伊 藤 庄 一
御明神 南 野 久 晃
御明神 夷 森 和 人
御明神 砂 壁 純 也

4 欠席した委員

農業委員 6番 細川 仁、9番 山崎 忍

推進委員 西山 朝賀 重雄、御明神 木村 久雄

5 議案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

第5号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

第6号 雫石農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

第7号 農地等の生前一括贈与に係る引き続き農業経営を行っている等の照明願に対する可否決定について

6 職務のため出席した職員

事務局長 上 村 光 俊

主 任 川 村 佳 樹

開会時刻 午前 10 時 00 分

議長 只今から、令和 4 年第 2 回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席議員は、農業委員 9 名、推進委員 16 名、計 25 名です。
雫石町農業委員会規則第 11 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりですので、朗読を省略いたします。
諸般の報告を行います。事務局から説明をお願いします。

上村事務局長 (資料に基づき説明)

議長 事務局から説明がありました。これに質問などございますか。

(なし)

議長 なければ、これで諸般の報告を終わります。
次に、本日の議事日程に入ります。
日程第 1、会議録署名人及び書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては、雫石町農業委員会規則第 13 条の規定により
当職から指名することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、会議録署名人には 3 番、松ノ木睦男委員、4 番、
新田善男委員、書記には事務局の川村主任を指名します。
日程第 2、会期の決定についてお諮りいたします。この総会の会期
は本日 1 日としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め会期は本日 1 日とすることに決定いたしました。
日程第 3、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請
に対する可否決定を議題といたします。事務局の説明を求めます。

川村主任 議案の許可申請事項について説明いたします。
番号 1、〇〇が所有する畑 1 筆、面積 1,496 m²について、〇〇と売
買しようとするものです。
番号 2、〇〇が所有する畑 3 筆、面積計 539 m²について、〇〇と売
買しようとするものです。
番号 3 及び番号 4 は〇〇が所有する田 1 筆、面積 241 m²と、〇〇が

所有する田1筆、面積343㎡とを互いに交換しようとするものです。

以上説明しました案件に係る調査書を5～6ページに添えています
が、農地法第3条第2項の規定に該当しないため許可要件の全てを満
たしているものと思われます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等
を配布しておりますので、併せてご覧下さるようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。今回の現地確認は2番、山本長栄委
員、藤村博志推進委員、砂壁純也推進委員が行っております。質疑に
入る前に、現地確認の全般と本案件の報告を山本委員にお願いします。

2番 山本委員

現地調査全般についてご報告いたします。2月16日、第3班の農業
委員と農地利用最適化推進委員及び事務局が現地調査を行い、申請の
あった農地並びにその周辺の農地の利用状況を確認いたしました。

全ての案件につきまして、譲受人又は借受人に係る申請内容、営農
計画などから、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来
るものと見込まれます。また、地域に及ぼす影響については一般的な
栽培計画、利用計画であることから、周辺の農地の農業上の効率的か
つ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

引き続き番号1～4について報告いたします。始めに番号1ですが、
場所は総会資料の36ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっ
ている所で、〇〇から南へ約250mの場所になります。詳細な位置など
は別冊資料の1～2ページをご覧下さい。本件は〇〇の売買になりま
すが、購入者の〇〇さんは隣接する〇〇番に住宅を新築し、今回購入
する農地で野菜を栽培する計画との事です。申請地は積雪により現況
を確認出来ませんでした。栽培計画等を確認したところ問題ないも
のと思われます。

次に番号2ですが、場所は総会資料の37ページにあります『3条：
〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から南西へ約1kmに位置する
場所です。詳細な位置などは別冊資料の3～4ページをご覧下さい。
本件は土地の売買による有償移転ですが、〇〇さんの規模拡大に伴い、
〇〇さんが要望を受けたことから、お互いの合意により売買するもの
だと聞いております。なお、〇〇さんと〇〇さんの関係性については、
〇〇さんの妻の叔父が〇〇さんにあたり、今回の売買予定地について
は〇〇さんの妻の実家に隣接する場所である事を現地確認の際に確認
しております。こちらも現地は積雪により確認出来ませんでした。野菜
を栽培する計画で確認してございましたので問題ないものと思われ
ます。

最後に番号3と4については農地の交換に関する申請ですので、併
せてご報告いたします。場所は総会資料の37ページにあります『3
条：〇〇・〇〇』と『3条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇か
ら北へ約400mの場所になります。詳細な位置などは、別冊資料の5

～8ページをご覧ください。こちらの案件は農地の交換に関する申請になりますが、〇〇さんと〇〇さんの農地は隣接しており、お互いの利便性の向上を図るために、お互い合意のうえで今回の申請になったとのことです。利用状況については交換後も大きく変わるわけではないため、特別問題は無いものと思われまます。

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑、ご意見ございませんか。

8番 木村委員 〇〇さんはいつ雫石に住所を変えますか。それと、家族構成と年齢を教えてください。

川村主任 今年9月中から移住予定で、その前に3条申請したものです。隣接地に住宅を建てる予定で4～8月に工事予定です。世帯は本人と奥さんの2人で住む予定で、奥さんが雫石出身の方です。年齢は本人が62歳、奥さんが60歳で、定年退職を機に移住されるそうです。

8番 木村委員 8月までに住宅を建てて、農業を始めるとの事ですが、何を作付けする計画でしょうか。

川村主任 新規就農者扱いとなり、農地を持っていない方ですので、今回の農地取得により営農するという事で営農計画を提出しています。計画書には白菜、トマト、ほうれんそうをハウスを建てて栽培する計画でしたので、経営について問題なしとして申請を受理しています。

8番 木村委員 ハウスを建ててやるという事は、管理機などの農機具を使いながらするのか、記載されていれば教えてください。

川村主任 施設は、パイプハウス3a2棟でトマト、1.5a1棟でほうれんそうを栽培する計画です。農機具は新たに耕運機、防除機、草刈り機、他に必要なもの一式を自己資金で揃えるとの事です。

議長 他にございませんか。

川口 推進委員 場所はどのあたりですか。図面から見ると管理センター向かいの公社ハウスの奥の所でしょうか。

川村主任 そのとおりです。管理棟から奥の場所になります。

議長 他にございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定を議題といたします。事務局の説明を求めます。

川村主任

議案の許可申請事項について説明いたします。

番号1、〇〇が自己所有地の田2筆、面積計3,565㎡を〇〇用地として〇〇及び〇〇等を整備するため転用しようとするものです。本件は農振法に規定する農用区域内の農地ですが、同法の農用地利用計画において〇〇用地に指定されており、農地転用許可基準を満たしているものと思われまゝす。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布しておりますので、併せてご覧下さるようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認報告を砂壁推進委員にお願いします。

砂壁 推進委員

番号1についてご報告いたします。場所は総会資料の37ページにあります『4条：〇〇』となっている所で、〇〇から南へ約200mの場所に位置します。詳細な位置などは別冊資料の9～14ページをご覧下さい。本件は〇〇さんが自己所有地に〇〇や〇〇等の〇〇施設を整備する計画ですが、計画面積も妥当で周辺農地への影響も少ないと認められることから許可相当と見て参りました。なお、事前着工はありませんでした。

議 長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定を議題といたします。事務局の説明を求めます。

川村主任

議案の許可申請事項について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する田1筆、面積1,162㎡について、〇〇用地として〇〇等の整備のため〇〇と売買しようとするものです。

番号2、〇〇が所有する田1筆、面積3,130㎡について、〇〇用地として〇〇及び〇〇等を整備するため転用しようとするものです。

番号1の申請農地は都市計画区域内の用途地域内の農地であることから第3種農地に区分され、第3種農地は原則許可出来る事から許可基準を満たしているものと思われま

す。番号2の申請農地は、農振法に規定する農用地区域内の農地ですが、同法の農用地利用計画において〇〇用地に指定されており、農地転用許可基準を満たしているものと思われま

議長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認報告を砂壁推進委員にお願いします。

砂壁 推進委員

初めに番号1ですが、場所は総会資料の37ページにあります『5条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から西へ約300mの場所です。詳細な位置などは別冊資料の15～18ページをご覧ください。本件は〇〇さんが勤めている〇〇の〇〇として整備する計画ですが、計画面積も妥当で周辺農地への影響も少ないと認められる事から許可相当と見て参りました。なお、事前着工はありませんでした。

次に番号2ですが、場所は総会資料の37ページにあります『5条：〇〇・〇〇』となっている所で、4条申請であった〇〇さんの農地に隣接する場所です。詳細な位置などは別冊資料の9～14ページをご覧ください。こちらの案件は先程の4条で審議された内容と関連しており、事業計画としては一体的なものですので、同じく許可相当と見て参りました。なお、こちらも事前着工はありませんでした。

議長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定を議題といたします。事務局の説明を求めます。

川村主任

議案の内容について説明いたします。

始めに、所有権移転の計画内容について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する田5筆、面積計8,860㎡について、〇〇と売買しようとするものです。

番号2、〇〇が所有する田2筆、畑1筆、面積計35,027㎡について、〇〇と売買しようとするものです。

番号3、〇〇が所有する田4筆、面積計4,998㎡について、〇〇と売買しようとするものです。

なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布しておりますので、併せてご覧下さるようお願いいたします。

続きまして、利用権設定の計画内容について説明いたします。

所有者名と土地について順に読み上げます。

番号1、〇〇が所有する田3筆、面積計2,833㎡について、〇〇と利用権を再設定しようとするものです。

番号2、〇〇が所有する田3筆、面積計5,499㎡について〇〇と。

番号3、〇〇が所有する田2筆、面積計1,750㎡について〇〇と。

番号4、〇〇が所有する田4筆、面積計7,922㎡について〇〇と。

番号5、〇〇が所有する田2筆、面積計1,497㎡について、

番号6、〇〇が所有する田2筆、面積計2,659㎡について〇〇と、それぞれ新規に利用権を設定するものです。

番号7、〇〇が所有する田5筆、面積計14,690㎡について、

番号8、〇〇が所有する田1筆、面積3,296㎡について、

番号9、〇〇が所有する田7筆、面積計13,722㎡について、

番号10、〇〇が所有する田5筆、面積計7,411㎡について〇〇と、それぞれ利用権を再設定するものです。

番号11、〇〇が所有する田8筆、面積計17,333㎡について〇〇と、新規に利用権を設定しようとするものです。

番号12、〇〇が所有する田2筆、面積計1,891㎡について〇〇と、利用権を再設定するものです。

番号 13、〇〇が所有する田 5 筆、面積計 17,008 m²について〇〇と、番号 14、〇〇が所有する田 2 筆、面積計 1,961 m²について〇〇と、それぞれ新規に利用権を設定するものです。

番号 15、〇〇が所有する田 1 筆、面積 3,185 m²について〇〇と、利用権を再設定するものです。

番号 16、〇〇が所有する田 5 筆、面積計 16,601 m²について〇〇と。

番号 17、〇〇が所有する田 2 筆、面積計 5,752 m²について〇〇と。

番号 18、〇〇が所有する田 4 筆、面積計 4,102 m²について、

番号 19、〇〇が所有する田 1 筆、面積 1,423 m²について〇〇と、それぞれ新規に利用権を設定するものです。

番号 20、〇〇が所有する田 2 筆、面積計 3,188 m²について〇〇と、利用権を再設定するものです。

番号 21、〇〇が所有する田 3 筆、面積計 4,214 m²について〇〇と、新規で利用権を設定するものです。

最後に一括方式について説明します。こちらの議案は農地中間管理機構たる（公社）岩手県農業公社が出し手の農家から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手である担い手に対し転貸による利用権設定を一括で行うものです。

番号 1、〇〇が所有する田 15 筆、面積計 42,713 m²について、〇〇と中間管理事業の一括方式により新たに利用権を設定するものです。

いずれの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、所有権移転の現地確認報告を藤村推進委員にお願いします。

藤村 推進委員

所有権移転の番号 1 から 3 についてご報告いたします。

始めに番号 1 ですが、場所は総会資料の 37 ページにあります『利用集積：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から南西へ約 400m 向かった場所にあります。詳細な位置などは、別冊資料の 19～20 ページをご覧ください。本件は利用集積計画での所有権移転という事ですが、取得者の〇〇さんは取得後に水稻を生産する計画ですし、認定農家で大規模に経営しておりますので問題はないものと判断されます。

次に番号 2 ですが、場所は総会資料の 38 ページにあります『利用集積：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から東へ約 600m 向かった場所にあります。詳細な位置などは別冊資料の 21～22 ページをご覧ください。こちらは取得予定の農地に隣接した場所に〇〇さんが耕作している農地があった事から、〇〇さんが売買の相談を行い、〇〇さんも一体的に利用出来る事から今回の申請になったとの事です。取得者の〇〇さんは取得後に牧草を生産する計画ですし、認定農家で大規模に経営しておりますので問題はないものと判断されます。

最後に番号3ですが、場所は総会資料の37ページにあります『利用集積：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から西へ約600m向かった場所にあります。詳細な位置などは別冊資料の23～24ページをご覧ください。本件は取得予定農地の周辺を〇〇さんが経営する〇〇が耕作しており、〇〇さんから売買の相談を行い今回申請になったとの事です。取得後は水稻を生産する計画ですし、〇〇さんは大規模に経営しておりますので問題ないものと判断されます。

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑、ご意見ございませんか。

8番 木村委員 利用集積の〇〇さんと〇〇さんの賃借について、相続したうちの978㎡の畑が賃借契約に入っていないが、〇〇さん本人が作付けするのでしょうか。

川村主任 畑978㎡は貸し借りの相談を受けていませんので、自分で管理する事になると思われます。

8番 木村委員 〇〇さんは、農地を取得出来る方でしょうか。

川村主任 〇〇さんは、今回の3条の3報告で農地を相続されており、相続は農業委員会の許可不要で農地が取得出来ます。今回の申請で畑を含めて3,646㎡取得しましたので、一反歩以上の権利を取得し、農家として認定されます。

8番 木村委員 水田は〇〇さんが借りるとの事ですが、畑の地番や場所は何処ですか。〇〇さんは〇〇の方なので、わざわざ零石まで来て作付けするのですか。事務局のほうでも、耕作放棄地にならないよう確認していったほうが良いと思います。

川村主任 畑の地番は〇〇です。耕作放棄地になる可能性もありますので、農地パトロールの際に確認していきたいと思います。

議長 他にございませんか。

(なし)

議長 なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。
議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定を議題といたします。事務局の説明を求めます。

川村主任 議案の内容について説明いたします。

番号1、願出人は所有者の〇〇、願出の土地は畑1筆、面積138㎡です。非農地となった事由は、昭和47年頃に作業小屋を建て、隣接する宅地と一体的に利用してきたとの事です。

番号2、願出人は所有者の〇〇、願出の土地は畑1筆、面積928㎡です。非農地となった事由は、昭和45年に農業用施設として牛舎1棟を建築し、その後、昭和59年頃に農業用格納庫1棟を建築し、令和3年に先に建築した牛舎を取壊し、農業用格納庫のみとなり現在の状況になっているとの事です。

番号3、願出人は所有者の〇〇、願出の土地は田1筆、面積241㎡です。非農地となった事由は、〇〇さんが昭和57年に相続された際には現在の状況となっていたとの事で、相続前に県道の用地買収があった際の残地となり現在の状況になったとの事です。

番号4、願出人は所有者の〇〇、願出の土地は田1筆、面積201㎡です。非農地となった事由は、昭和62年頃に耕作者が耕作地への機械搬入のため既存道路から同一高で土盛り整地を行い、同時に宅地への進入路として確保した事から現在の利用状況になったとの事です。

番号5、願出人は所有者の〇〇、願出の土地は田3筆、面積計365㎡です。非農地となった事由については、先程の番号4と同一箇所のため同様の内容になりますが、一部の宅地と隣接している箇所については、車両の転回スペース及び庭として宅地と一体的に利用しているとの事です。

以上、説明いたしました案件にかかる現地確認書を29～31ページに添えておりますが、非農地となってから20年以上経過しており、農地に復旧することは困難であり、農地法第2条第1項に規定する農地ではないと思われます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布しておりますので併せてご覧下さるようお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認報告を砂壁推進委員にお願いします。

砂壁 推進委員 始めに番号1ですが、場所は総会資料の37ページにあります『適用外：〇〇』となっている所で、申請者の〇〇さんが所有する実家の宅地に隣接する場所です。詳細な位置などは、別冊資料の25～27ページ

をご覧下さい。現地は昭和47年頃に建築された作業小屋があり、隣接する宅地と一体的に利用されている状態でした。

次に番号2ですが、場所は総会資料の37ページにあります『適用外：〇〇』となっている所で、申請者である〇〇さんのご自宅に隣接する場所です。詳細な位置などは別冊資料の29～31ページをご覧下さい。現地については昭和59年頃に建築された農業用格納庫が現存しており、昭和45年頃に建築された牛舎は、基礎だけが残され取り壊されている状況でしたが、宅地として一体的に利用されている状況でした。

次に番号3についてですが、場所は総会資料の37ページにあります『適用外：〇〇』となっている所で、〇〇沿いにある〇〇の道路向かいにある場所です。詳細な位置などは、別冊資料の33～36ページをご覧下さい。当日は積雪により現地の詳細が確認できませんでしたが、申請書類の写真では、県道の用地買収の残地であることを確認しました。

最後に番号4と5については、内容が共通しますので併せてご報告いたします。場所は総会資料の37ページにあります『適用外：〇〇』と『適用外：〇〇』となっている所で、本日審議の3条移転申請で提出された番号3と4に隣接している場所です。詳細な位置などは別冊資料の5～8ページをご覧下さい。現地は資料にあるとおり耕作地への進入路や宅地への取付け道路として利用されている事を確認しました。また、今回の申請に際して土地の分筆もされ、必要最小限での申請である事も確認して参りました。

以上、5件のいずれの願出についても農地法の手続きが必要な土地とは知らずに利用され、現在の状況となってから20年以上が経過しており、適用外証明も止むを得ないと判断されます。

議長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議長

なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。
議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、願出のとおり証明することに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手であります。よって、議案第5号は証明することに決定いたしました。

日程第8、議案第6号、雫石農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定を議題といたします。事務局の説明を求めます。

川村主任

議案の内容について説明いたします。

始めに、農振農用地区域からの除外について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する田1筆、面積847㎡について、子の〇〇が〇〇新築のため。

番号2、〇〇が所有する田1筆、面積816㎡について、子の〇〇が〇〇新築のため、それぞれ農用地区域から除外しようとするものです。

次に、農振農用地区域の用途変更申請内容について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する畑1筆、面積84㎡について、〇〇設置のため農用地から〇〇用地へと用途を変更しようとするものです。

農振農用地区域からの除外の案件は、いずれの案件も農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定する、農振除外を目的として行う農用地区域の変更の各要件を満たしているものと思われます。

農振農用地区域の用途変更の案件については、計画内容から同法律第10条第3項に規定する農用地の利用上必要な施設の用に供される土地に該当し、要件を満たしていると思われます。

なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布しておりますので、併せてご覧下さるようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認報告を藤村推進委員にお願いします。

藤村 推進委員

始めに除外申請の番号1ですが、現地は総会資料の38ページにあります『農振除外：〇〇』となっている所で、〇〇さんの父のご自宅に隣接する場所です。現地は積雪により詳細を確認出来ませんでした。転作田として利用されている状況でした。

次に番号2ですが、現地は総会資料の37ページにあります『農振除外：〇〇』となっている所で、〇〇さんの自宅から道路向かいにある場所です。こちらも現地の詳細は確認出来ませんでした。保全管理されている状況でした。

こちらの2件は、農用地区域から農用地区域外に変更しても申請地域の農業振興上、特に支障がないと認められること、また、除外後は農地法上の転用許可も可能と思われることから、農用地区域からの除外は問題ないものと思われます。

最後に用途変更の番号1ですが、現地は総会資料の38ページにあります『農振用途変更：〇〇』となっている所で、申請者の〇〇さんのご自宅に隣接する場所に位置します。現地については、保全管理されている状況でした。〇〇施設を整備するための用途変更であり、用途変更後は農地法上の転用許可も可能と思われることから、農用地区域の用途変更については問題ないものと思われます。

議 長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長 なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。
議案第6号、雫石農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手であります。よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

日程第9、議案第7号、農地等の生前一括贈与に係る引き続き農業経営を行っている等の証明願いに対する可否決定を議題といたします。事務局の説明を求めます。

川村主任 議案の内容について説明いたします。

審議に当たり、この件に係る税の制度について説明をいたします。農地の生前一括贈与を受けた事により、納税すべき贈与税、不動産取得税について、引き続き農業経営等を行っている事によりその納税を猶予されています。納税猶予を継続するためには3年に一度、税務当局に納税猶予の継続届出書を提出する必要がありますが、この届出書には農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている等の証明書」を添える事とされており、これに係る審議をお願いするものです。それでは願い出者について説明いたします。

願い出者は番号1と2、〇〇の1名です。

番号2は、特定貸付けにより〇〇さんと利用権設定を行っています。

なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布しておりますので、併せてご覧下さるようお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認報告を山本委員にお願いします。

2番 山本委員 この件に関する審査は2月16日、役場の会議室において現地確認班第3班に属する出席委員で行いました。審査の経過は省略し、その結果について報告いたします。番号1と2の〇〇さんについて、願いのとおり引き続き農業経営等を行っている事が認められると判断いたしました。よろしくご審議下さるようお願いいたします。

議 長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議長

なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。

議案第7号、農地等の生前一括贈与に係る引き続き農業経営を行っている等の証明願いに対する可否決定について、証明することに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手であります。よって、議案第7号は証明することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉会といたします。

閉会時刻 午前11時5分

以上が令和4年2月22日、雫石町総合福祉センター大会議室に於いて開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 4 年 2 月 22 日 開催

議長 会長

議事録署名人 3 番

4 番
